

経営者の「元気!」を応援する朝日生命経営情報マガジン

ABC

Asahi

Business

Club

2016 01

朝日生命「あんしん介護」

介護への不安に対して、あんしんをお届けしたいという「あんしん介護」の商品コンセプトが高く評価されグッドデザイン賞を受賞しました。



GOOD DESIGN

生命保険商品として初の受賞

※2013年度、生命保険商品単体で初の受賞。
公益財団法人日本デザイン振興会の認定によります。



■ABC経営セミナー 内容にひと工夫、従業員のハートをつかむ 福利厚生、最前線

■ABC経済フロントライン
「B to C」事業に回帰する欧州メーカー

■経営者が語る「経営の転機」
清澤司法書士事務所 清澤 晃

■日本の「元気! 会社」訪問
スペックコンピュータ株式会社

■ロングセラー玉手箱
チロルチョコ

■JAPAN MADE
和紙「久保製紙」

■観光立国! ニッポン 姫路

■ABCクリニック

■ABCゴルフ教室

■経営者のお悩み相談

■スポーツ名勝負の記憶
「伊達公子-シュテフィ・グラフ」(1996年)

表紙/姫路城

サービス業としての司法書士 その姿勢に徹し、チャンスをつかむ

清澤司法書士事務所
代表司法書士 清澤 晃



きよさわ あきら

昭和55年生まれ、埼玉県新座市出身。成蹊大学法学部政治学科卒。平成18年、司法書士試験合格。弁護士法人、司法書士法人にて約4年間、勤務司法書士生活を送る。22年9月、東京・世田谷に清澤司法書士事務所を開業、代表司法書士就任。24年3月、西新宿へ事務所移転、現在に至る。東京司法書士会 登録番号第4452号。簡易裁判所訴訟代理関係業務認定 第601053号。動物法務士。NPO法人相続アドバイザー協議会認定会員。宅地建物取引士。

登記は、誰がやっても結果は同じ」といわれる。ならば、サービスで差別化を図ればいい。当たり前前のことに改めて気づかされたことが、事務所経営安定化への転機となった。

開業当初の苦戦から学んだこと

約4年間に及んだ勤務司法書士時代を通じて、債務整理や不動産登記、相続手続きなど幅広い業務領域を手がけました。この道をめざした当初より、独立開業を視野に入れていた私にとって、ひと通りの実務に触れたことは貴重な経験であり、司法書士人生を送っていく上での財産ともなっています。

独立開業へと踏み出す決意を固めた平成22年当時、われわれの業界は依然として、債務整理ブームにわいていました。しかしブームはいずれ、下火を迎えてしまうでしょうし、私自身の性格からも、手がけていて楽しい業務領域とは感じませんでした。司法書士業務の王道ともいえる登記、相続の領域を主体に事務所を運営していこう。そ

んな方針を打ち出したのは、自然な流れだったと思います。

ところが、現実には厳しいもの。主たる取引先ターゲットとなる不動産業者さんや金融機関にはすでに、同業の手が伸びてしまっていました。営業代行業者を使ったり、私自身で出向いたり、方策を駆使して取引先開拓に努めたものの、「今さら乗り換えてほしいといわれても…」と拒否されてしまうケースがほとんどでした。ギリギリ、事務所を回していけるだけの仕事量の確保に精いっぱい、という状況が続きます。何とかしなければ…。

登記業務はその性質上、誰がやっても結果は同じ」といわれてしまいます。確かにそうした側面はあるでしょう。ならば、どんな手が打てるのか。思い至ったのが、サービスでの差別化でした。われわれの業

界に限らず、士業（「士」のつく業種）にはそもそも、サービス業であるという意識が薄い。だから差別化の余地が残されている、と考えたのです。一般産業界では当たり前前にと、改めて気づかされたことが、転機のきっかけとなりました。

司法書士事務所の 既成概念を破る

差別化サービスとは何か、どんなサービスを提供すれば取引先開拓に



つなげられるのかと、一生懸命に考え、カタチにし、実践してきました。たとえば、フットワークの軽さがあります。士業において、未だにありがちな「先生、意識や、事務所にお出でください」的感覚は、取引先企業（BtoBの場合）や個人のお客様さま（BtoCの場合）との距離を広げてしまっただけの結果しか、もたらしません。当事務所の基本方針として、こちらからお伺います。スタイルを貫いてきました。

またワンストップサービス※の確立も、そのひとつです。お客様の困りごと、ご相談とは実にさまざまです。その解決には、司法書士事務所としての規定上、お役に立てることもあれば、お役に立てないケースもあります。税理士や弁護士にお願いしたほうがよい場合、ある



※ワンストップサービス：ひとつの場所で、さまざまなサービスが受けられること

食事 1

ウェイトコントロールのために
まず体重を5%カットから
糖質・塩分の摂りすぎに要注意

体重を減らすには 動機づけが大切

年を重ねると新陳代謝が落ちますので、食べる量を変えずに運動を怠れば肥満になり、糖尿病をはじめとする生活習慣病のリスクを高めるきっかけになってしまいます。だからこそ、ウェイトコントロールは重要な要素なのです。

体重と身長の関係から肥満度を示す体格指数「BMI」＝体重(Kg)÷身長(m)×身長(m)が25以上の人は、体重を落とすことを心掛けましょう。数値が正常範囲に入り、適正体重まで落とすことができれば、血糖・中性脂肪・コレステロールの各数値が良くなり、高血圧改善の可能性も膨らみます。

とはいえ、いきなり個々の適正体重まで落としなさいと言われても、そう簡単に落とせるものではありません。ですから私は、血糖値や中性脂肪の数値が高い来院者に、まず「体重を5%減らしましょう」と指導しています。

「5%」は、あくまでもモチベーションを高めるために挙げた数字です。年配の方でも壮年の方であっても、いきなり10%もの体重を落とせと言われてしまうと、それだけで、取り組む^{しほ}気力が萎んでしまうのではないのでしょうか。「目標体重に、ちょっとずつ

近づけていきましょう」という意味合
いの「5%」は、減量のきっかけになり
やすいと思います。

糖質&塩分は
日常生活の問題

ウェイトコントロールの大敵とされているのは、糖質(ちなみに炭水化物=糖質+食物繊維)。糖質ですぐに思い浮かぶのは、主食であるご飯やパン、麺類など。さらにサツマイモ、カボチャ、ジャガイモといった芋類やバナナなどの果物類など、さまざまな食材・加工食品に含まれています。

一般的に「糖質=悪者」というイメージを持たれていますが、糖質はエネルギー源となるために不可欠な栄養素。しかし、現代の日本人が摂取し過ぎる傾向があるのは事実です。

加えて糖質が多く含まれた食品や飲料が世間に出回っているため、皆さんが“糖質中毒”のようになってい

るといっても言い過ぎではありません。象徴的なのがジュース類で、500ml1本に約50gの糖質が使用されているものも少なくないのです。

塩分も同様です。1日あたりの目標塩分摂取量は1日8g未満ですが、実際の1日塩分摂取量は男性で11.1g、女性で9.4gだとか…。塩分を過剰に摂ると心血管病のリスクが増加します。逆に摂取量を1日1g減らすと、血圧は1mmHg下がるというデータもあり、特に脳卒中予防に効果があると言われています。

しかし、醤油・味噌の文化で育った我々は、過剰な塩分摂取に体が慣れていています。若いうちから減塩に慣れていけば話は別ですが、年をとってから味覚を改善するのは至難の業。反対に摂取制限がストレスとなり、食が細くなって栄養不足に陥れば、元も子もありません。適度に、糖質・塩分を控えた食生活を心掛けましょう。



【監修】宮城 学（みやぎ まなぶ） 吉祥寺南病院内科部長。1965年生まれ。東京医科大学病院循環器内科の講師を経て現職。人間ドック健診においても豊富なキャリアを持つ。



いは金融機関や不動産会社などの連携により、解決を図ったほうがよい場合も考えられます。そうしたさまざまな問題解決チャネルを後方に従えた、ワンストップサービス
の窓口としての機能を果たすべく、態勢づくりに取り組んできました。

続いて、BtoBを意識したビジネス・アライアンス*があります。中核業務のひとつである不動産登記は、不動産取引全体において最後尾に位置づけられた、いわば「川下」の仕事です。「川上」からの発注頼みという、受動的な立場に甘んじてきた実情があります。そこで自分の頭・意識を「川上」発想に切り替え、何ができるかを突き詰めてみました。

たとえば不動産会社向けには、不動産売却情報の提供や購入者の紹

事業所のご利用者やご家族、または近隣住人などを対象とした相談

以上のサービス例はいずれも司法書士事務所の常識とされてきた業務枠を超えたものです。既成概念を打ち破つてこそチャンスが広がり、転機をモノにできるのではないのでしょうか。

チャンスは、
まだまだ広がっている

直近の大きな転機といえば、介護業界への本格参入があります。

会・セミナーの開催を積極的に行っておりま。成年後見・任意後見に関すること、遺言書の書き方、エンディング・ノートの活用方法、相続・資産税対策、ご葬儀全般といった身近なテーマで専門家の無料派遣にお応えしています。入居者サービスの一環としてお役立ていただき、施設のイメージアップ・評判づくりなどに効果をもたらしているよう

ナルの事業承継方法。お客様それぞれのご希望や想いに沿った信託契約の作成に役立つサービスを、税理士などとの協業によってお届けしていきたいと考えています。

ビジネスチャンスは、まだまだ広がっています。司法書士としての自分自身に、そして経営する事務所に今後どんな転機が待ち受けているのか、楽しみにしているところです。

また施設職員向けに、入居率アップ対策、メンタルケア、エンゼ
ルケア[※]、看取り介護、介護事故に
おけるリスクマネジメントといった
テーマで勉強会・セミナー開催のご
要望や日々のレクリエーションのご
提案にもお応えしています。こうし
たサービスを通じた施設とのつな
がりがある結果的に、当事務所の本業
業績向上にも反映されつつありま
す。

※ビジネス・アライアンス：業務提携 ※エンゼルケア：死後の処置



社 名 清澤司法書士事務所
代表者 代表司法書士 清澤 晃
開 業 平成22年9月
事業内容 相続手続き全般、遺言書作成支援、遺産分割協議支援、
相続登記、家族信託、ペット信託、不動産売却業務、
成年後見業務、その他司法書士業務全般
所在地 〒160-0023
東京都新宿区西新宿5-3-2 宝栄西新宿ビル2階
電 話 03-6300-9577
U R L <http://www.ak-houmu.com> (オフィシャルサイト)
<http://www.tokyo-to-souzoku.jp> (相続手続き専門サイト)